

財務省告示第六十四号
國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十五年二月二十日に発行する利付国債の発行する。

平成十五年二月二十日

条件等を次のとおり告示する。

二月十九日 財務大臣 塩川正十郎

一 条成省
二 法律行
三 用振等替法
四 発行方法
五 発行額

円千債条円額す十う額方引のを国本け替十社条へ一十財十利
四に第一でる一ち面法受間目債銀る法三債第明項六政六回付
百つ一国三利条、金にけに的の行も一治及年融～
九い項債千付第一政でる関債し集
十てに整五國一政である債項融一發すのての
七は基理百債兆行る募組取
億、づ基にの資兆八契集織扱
二額き金億つ規資千約のさい
千面發特別定金千約のさい
九金行別七千は基別円
百額す会五、づ会
四でる計十額き計
十一利法五兆付第五面發法
五兆付第五面發法
万四国五万金行第

十三 初期利子

金と平
額し成るの外出場が債を金は載とる
を、十ニ税国し合非を乗額、又はし所得
支次五と率法たに居発じか
払の年がを人金は住行たら
う算六乗が額前記は、者時金當
式月で能に記又に額該はおへ金
たに二じたよ十
だり日、算を
支出支
払い払
期た期

(二) 発行時において、その
額面金額の総額 $\times \frac{0.8}{100} \times \frac{62}{365}$
の外場が債を金は載とる
又はし所得
前記は、者時金當
該はおへ金
の外いた額
も中取
ののさの
の口れ利
出つ座る子
にもに
の記の係

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{62}{365}$$

十一 の経利 払過 込利 み子率	十九 募集 の行 価	八 振替 単位	七 最低額面金	六 払込金額
------------------------------	---------------------	---------------	------------	-----------

(一) 年二額平整記振
るす出額○銭面成數載替
るしに國債○・ハパー・セント
期た加え、募金額
日金え、集
に額、
払を次
い第の引受
込十算団
む九式は
も号に、
のによ
と規り込
す定算金

十
九
十
八
十
七
十
六
十
五
十
四

払
込
期
日
募
集
期
間
払
利
所
支
元
場
期
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
期
子
以

平年平
成二成
十月十
五十五
年四年
二日二
月ま月
二で六
十日
日から
平成
十五

日額平利てを毎
本面成子、支年
銀金二をそ払六
行額十支の期
百四払日と二十
円年う。以し日
に十前、及
つ二六各
き月月支十
百二月間払二
円十日に期月
に属に二
すお十
るい日

る次そが
期号の銀
日及翌行
にび嘗休
につ第業業
い十五日
て同号に支
じ。に当た
に支払うと
に同じ。お
いて規以き
定下はす、
す、

総面金額×
100×
2